

## 居宅介護サービス契約書

甲（利用者） \_\_\_\_\_  
乙（事業者） 社会福祉法人長門市社会福祉協議会  
長門市社協居宅介護事業所 \_\_\_\_\_

### （居宅介護サービス契約の目的）

第1条 事業者（以下「乙」という。）は、身体障害者、知的障害者、障害児及び精神障害者（以下「甲」という。）に対し障害者総合支援法令の趣旨にしたがって、甲が可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護を提供し、甲は、乙に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

### （契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から甲の障害者総合支援法に基づく自立支援給付費（以下「自立支援給付費」という。）支給期間満了日までとします。  
2 契約期間満了の30日前までに、甲から乙に対して、文書により契約終了の申出がない場合、かつ甲の自立支援給付費支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約は更新されるものとします。

### （居宅介護計画）

第3条 サービス提供責任者は、甲について、解決すべき課題を把握し、甲の日常生活全般の状況及び希望を踏まえたうえで、居宅介護サービスの目標、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を盛り込んだ居宅介護計画を作成します。  
2 居宅介護計画については、6か月に1度定期的に見直すほか、必要に応じ見直します。  
3 居宅介護計画の作成及び変更の際には、その内容を甲又はその家族に説明し、同意を得て交付します。

### （居宅介護サービスの内容）

第4条 乙は、従業者を甲の居宅等に派遣し、第3条に定めた居宅介護計画に沿って、居宅介護サービスを提供します。  
2 甲が、利用できるサービスの内容は、「居宅介護サービス内容説明書」のとおりです。乙は「居宅介護サービス内容説明書」に定めた内容について、甲又はその家族に説明します。  
3 居宅介護計画が甲との合意をもって変更されて、又は自立支援給付費の支給決定内容が変更されて、乙が提供するサービスの内容が変更となる場合は、甲の了承を得て新たな内容の「居宅介護サービス内容説明書」を作成し、それをもって居宅介護サー

ビスの内容とします。

#### (自立支援給付費支給申請に係る援助)

第5条 乙は、甲が自立支援給付費支給期間終了に伴う自立支援給付費支給申請を円滑に行われるよう援助します。

#### (サービス提供の記録)

第6条 甲は、毎回のサービス終了後に、乙から書面によりサービス提供の確認を受けます。

- 2 乙は、居宅介護の提供に関する諸記録を作成し、契約終了後5年間保存します。
- 3 甲は、乙の営業時間内にその事業所において、当該項に関する第2項の諸記録を閲覧できます。
- 4 甲は、当該甲に関する第2項の諸記録の複写物の交付を受けることができます。

#### (料金)

第7条 甲は、サービスの対価として厚生労働大臣が定める基準により算定した額等をもとに計算された月毎の合計金額を支払います。

- 2 乙は、当月の料金の合計額の請求書に明細書を付して、翌月15日までに甲に通知します。
- 3 乙は、当月の合計額を翌月末までに、の方法にて支払います。
- 4 乙は、甲から料金の支払いを受けた時は、甲に領収書を発行します。
- 5 甲は、従業者が居宅においてサービス実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

#### (サービスの中止)

第8条 甲は、乙に対してサービス提供の24時間前までに、通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

- 2 甲がサービス実施の24時間前までに通知することなく、サービス利用を中止する場合は、乙は甲に対して「居宅介護サービス内容説明書」に定める計算方法により料金を請求することができます。

#### (相談・苦情対応)

第9条 乙は、甲からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、この契約に関する甲の要望、苦情等に対し甲の立場に立って、誠実かつ迅速に対応し、改善に努めます。

なお、苦情の申立てによって、甲が不利益な対応を受けることは一切ありません。

- 2 次の事項に該当する場合は、甲は乙に対し、改善及び改善結果の報告を求めることができます。

- (1) 乙が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- (2) 乙が守秘義務に反した場合
- (3) 乙が甲やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合

### (契約の終了)

第10条 甲は乙に対して、30日の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、甲の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。

2 前項の規定にかかわらず、第9条第2項に規定する事由に該当した場合及び乙が破産した場合は、甲は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

3 乙は、事業所の廃止・縮小等、やむを得ない事情がある場合、甲に対して、30日間の予告期間において、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

4 乙は、次の事由に該当した場合は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

(1) 甲のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30日以内に支払われない場合

(2) 甲又はその家族によって、故意又は重大な過失により従業者の身体・財物・名誉等が著しく傷つけられた場合

5 甲の自立支援給付費支給決定が取消された場合、又は自立支援給付費支給期間終了に伴い自立支援給付費支給申請を行った結果、不支給となった場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。

6 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

(1) 甲が施設に入所した場合

(2) 甲が自立とされた場合、又は死亡した場合

### (秘密保持)

第11条 乙及びその従業者は、サービス提供をする上で知り得た甲及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後及び従業者の退職後も同様とします。

2 乙は、甲又はその家族に関する個人情報について、甲の介護に関係した必要な範囲内でのみ、サービス担当者会議等において使用することができます。また、個人情報の取り扱いについては「個人情報の保護に関する法律」「社会福祉法人長門市社会福祉協議会個人情報取扱規則」に準じて行います。

### (賠償責任)

第12条 乙は、甲に対するサービスの提供に当たって事故が発生し、乙の責めに帰す

べき事由により、甲の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、速やかに甲に対して損害を賠償します。ただし、乙に故意・過失がなかった場合はこの限りではありません。

2 前項の場合、甲又はその家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

#### (緊急時の対処)

第13条 乙は、現にサービスの提供を行っているときに、甲に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

#### (身分証携行義務)

第14条 従業者は常に身分証を携行し、初回訪問時及び甲又はその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

#### (連携)

第15条 乙は、サービスの提供に当たっては、相談支援専門員及び他の指定居宅介護事業者、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

#### (相談・苦情対応)

第16条 甲又はその家族からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、この契約に関する甲の要望、苦情等に対し、甲の立場に立って、誠実かつ迅速に対応します。

なお、当事業所の苦情申立窓口は下記のとおりです。

名 称 長門市社協居宅介護事業所

電 話 0837-32-0932 FAX 0837-32-2810

担当者 管理者 藤岡 三佐子

2 乙は、甲が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

#### (契約外条項)

第17条 甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、障害者総合支援法令及びその他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

#### (裁判管轄)

第18条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、甲及び乙は甲の住所地を管轄する裁判所を第一審査管轄裁判所とすることに予め合意します。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ各1通ずつ保有することとします。

令和 年 月 日

契約者氏名

(甲) サービス利用者

住 所

氏 名

⑩

電 話

FAX

利用者家族

私は、本人に代わり、上記署名を行いました。私は、本人の契約意思を確認しました。

住 所

氏 名

⑩

電 話

FAX

職 業

本人との関係

署名代行の理由

(乙) サービス事業者

住 所 長門市油谷新別名 964 番地

事業者 社会福祉法人長門市社会福祉協議会

事業所 長門市社協居宅介護事業所

管理者 藤岡 三佐子

⑩

電 話 0837-32-0932 FAX 0837-32-2810

事業所の指定番号 山口県 3513300081 号



### 3 担当職員の変更

- (1) あなたは、いつでも担当の職員の変更を申し出ることができます。その場合、サービスの目的に反するなど、変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- (2) 事業者は、担当の職員が退職する等、正当な理由がある場合に限り、担当の職員を変更することがあります。その場合には、事前にあなたの了解を得ます。

### 4 利用料

- (1) 事業者は、あなたに対し、毎月15日までにサービスの提供日、当月の利用料等の内訳を記載した利用料明細書を作成し、請求書に添付してお渡しします。
- (2) 毎月の利用料は、下記のいずれかの方法により、お支払いいただきます。  
(お支払い方法  現金  指定口座自動振替)

	金融機関名	振替日
<input type="checkbox"/>	JA(山口県農協)	毎月22日
<input type="checkbox"/>	JP(郵便局)	毎月20日

現金払いの場合は、翌月末日までにお支払いください。

### 5 キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合は、下記のキャンセル料が必要です。

ご利用の24時間前までに、連絡いただいた場合	無 料
ご利用の12時間前までに、連絡いただいた場合	200円
ご利用の12時間前までに、連絡がなかった場合	500円

### 6 その他

職員は、医療行為、各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭を取り扱うことはできません。また、利用者のための家事・介護を行う業務であるため、庭の草刈りや他の家族の支援などを行うことはできません。

## 居宅介護サービス重要事項説明書

あなたに対する居宅介護サービスの提供開始に当たり、事業者があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

### 1 事業者概要

名称	社会福祉法人長門市社会福祉協議会
所在地	長門市東深川1321番地1
代表者名	会長 檜垣 正男
電話番号	0837-22-8294
FAX 番号	0837-22-4340

### 2 事業所概要

種類	指定居宅介護事業所
名称	長門市社協居宅介護事業所
所在地	長門市油谷新別名964番地
指定番号	平成18年10月1日 山口県3513300081
電話番号	0837-32-0932
FAX 番号	0837-32-2810
他の業務	指定訪問介護

### 3 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者に対し、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を適切に提供することにより、利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援することを目的とする。
運営の方針	1 利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる居宅介護に関する援助を適切かつ効果的に行うものとする。 2 地域との結びつきを重視し、関係市町又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う事業者が行う連絡調整に協力し、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

#### 4 職員体制

職種	員数	勤務の体制
管理者	1人	常勤兼務
サービス提供責任者	7人	常勤兼務7人
訪問介護員	常勤換算2.5人以上	常勤兼務8人・非常勤兼務23人

#### 5 営業時間

営業日	365日
営業時間	午前6時00分～午後10時00分

#### 6 利用料

指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、当該居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 その他の費用の額は、次のとおりとする。

##### (1) 交通費

次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の事業実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満 200円

通常の事業実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上 300円

#### 7 苦情申立窓口

相談窓口	利用時間 (平日のみ) 受付 電話番号 FAX 番号
長門市社協居宅介護事業所 管理者 藤岡 三佐子	午前8時30分～午後5時15分 TEL：0837-32-0932 FAX：0837-32-2810
社会福祉法人長門市社会福祉協議会 事務局	午前8時30分～午後5時15分 TEL：0837-22-8294 FAX：0837-22-4340
長門市役所 地域福祉課障害者支援班	午前8時30分～午後5時15分 TEL：0837-23-1243 FAX：0837-23-2061
山口県国民保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	午前9時～午後5時 TEL：083-995-1010

	FAX : 0 8 3 - 9 3 4 - 3 6 6 5
--	-------------------------------

## 8 緊急時の対応方法

利用者の主治医への連絡を行い、医師の指示に従います。

また、緊急連絡先及び担当の相談支援事業所に連絡いたします。

利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名・続柄	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	
担当相談支援事業所	氏名	
	事業所名	
	所在地	
	電話番号	

## 9 事故発生時の対応

事故が発生した場合には、市町村、関係機関、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置をとり、県へ報告します。

## 10 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています

虐待防止に関する担当者	管理者 藤岡 三佐子
-------------	------------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針を整備しています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報します。

## 11 実施地域

長門市

1 2 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	有 ・ (無)
実施した直近の年月日	令和 年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	有 ・ 無

令和 年 月 日

(乙) 事業者は、甲1に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり 甲1  
甲2

に対して、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

(乙) 居宅介護サービス事業者

所在地 長門市油谷新別名964番地  
事業所の名称 社会福祉法人長門市社会福祉協議会  
長門市社協居宅介護事業所

説明者

氏名

㊟

(甲) 私は、重要事項説明書に基づいて、事業者からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。なお、サービス担当者会議等において必要であれば私や家族の個人情報を用いることを同意します。

(甲1) 利用者 住所

氏名

㊟

(甲2) 利用者の家族 住所

氏名

㊟